

# 総 括 調 査 票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案名	(9) テレビに係る受信契約等の状況			調査対象 予算額	【参考】平成25年度(調査対象実績額): 97百万円(衛星契約額)		
所管	各府省	組織	-	会計	一般会計	調査区分	財務局調査
					各特別会計	取りまとめ財務局	北陸財務局

## ①調査事案の概要

多くの官署において、テレビが設置されており、地上放送に加え、衛星放送の受信契約を行っている官署もある。

## ②調査の視点

テレビの設置台数を削減し、受信料を削減することができないかとの観点から以下の項目を調査。

1. 視聴状況について
2. 情報源の代替性について

### 【調査対象】

本府省庁 34 先  
地方支分部局 324 先に設置されたテレビ(車や船舶等に設置されているテレビを除く)  
・地上契約 4,544 台  
・衛星契約 5,459 台

### <地上契約>

地上放送のみ視聴可能

### <衛星契約※>

衛星放送と地上放送が視聴可能(ケーブルテレビを含む)  
※共用アンテナの設置により衛星放送を受信できる環境にあるテレビについては衛星契約は必須。

## ③調査結果及びその分析

### 1. テレビの視聴状況について

平成25年度におけるテレビの視聴状況等は【表1】のとおり。

#### (1) 地上放送

地上放送の視聴頻度が「月1~3回」以下のテレビが全体の2割超(1,128台、24.8%)を占めており、なかでも「視聴なし」や「視聴頻度が月1回未満」のテレビが402台(8.8%)設置されていた。

#### (2) 衛星放送

衛星放送の視聴頻度が「月1~3回」以下のテレビが全体の半数近く(2,692台、49.3%)を占めており、なかでも視聴頻度が月1回未満と極めて低調なテレビが1,826台(33.4%)も設置されているなど、地上放送と比較し衛星放送の視聴頻度は全体的に低調であった。

### 2. 情報源の代替性について

週1~2回以上視聴しているテレビの情報源の代替可否について確認した結果は【表2】のとおり。

リアルタイムで情報収集する必要がある等、業務遂行上必要不可欠とするものがある一方、他の情報源で代替可能とするものが地上放送、衛星放送を合わせて1,338台(21.6%)認められた。

このうち、衛星放送で得ている情報が地上放送で代替可能とするものが、419台(41.9%)あった。【表3】

### 3. テレビ設置の必要性等の検証について

地上契約及び衛星契約の必要性について、各官署の検証状況等を調査した結果は【表4】のとおり。

検証を行っている官署が延べ165官署あった一方、「例年の契約実績に基づき契約」や「特段の理由はない」とし、漫然と契約を行っている官署が散見された。

なお、各官署における検証等の結果、削減が可能とされたテレビ台数は衛星契約で126台、地上契約で60台であった。(削減試算額▲2,513千円)

【表1】テレビの視聴状況

(単位: 台 (割合))

区分	契約単価 (円/台)※	視 聴 頻 度					合 計
		視聴なし	月1回未満	月1~3回	週1~2回	ほぼ毎日	
地上放送	7,542	37 (0.8%)	365 (8.0%)	726 (16.0%)	916 (20.2%)	2,500 (55.0%)	4,544
衛星放送	17,606	591 (10.8%)	1,235 (22.6%)	866 (15.9%)	1,359 (24.9%)	1,408 (25.8%)	5,459

※ 衛星契約の契約単価については、25年度支出実績を基に算出。地上契約の契約単価については、地上契約台数を基に推計。

【表2】テレビで取得する情報の代替可否 (単位: 台 (割合))

区分	代替不可	代替可	合計
地上放送	3,078 (90.1%)	338 (9.9%)	3,416
衛星放送	1,767 (63.9%)	1,000 (36.1%)	2,767

【表3】衛星放送を受信しない場合の影響

影響なし	46 (4.6%)
情報を地上波で代替	419 (41.9%)
情報をネットで代替	266 (26.6%)
その他、代替情報源あり	269 (26.9%)

【表4】各官署の検証状況

(単位: 官署 (割合))

区 分	地上契約	衛星放送
検証有	106 (30.2%)	59 (34.1%)
検証無	245 (69.8%)	114 (65.9%)
例年実績で契約	23 (6.6%)	31 (17.9%)
特段の理由なし	9 (2.6%)	10 (5.8%)
既に必要最小限	213 (60.7%)	51 (29.5%)
その他	0 (0.0%)	22 (12.7%)
合計	351 (100.0%)	173 (100.0%)

※ 衛星契約、地上契約の両方を行っている官署が含まれるため、官署数は延べ数。

## ④今後の改善点・検討の方向性

1. 視聴実績がない、あるいは視聴頻度が低いテレビは、設置状況が適正かの検証を行った上で、視聴状況を踏まえた設置台数とすべき。
2. 視聴しているテレビについても、他の方法による情報取得の可能性や業務遂行上の影響を勘案し、真に必要な設置台数とすべき。
3. 上記状況が認められたことから、テレビ設置の必要性の検証を行っていない官署については、検証するとともに、検証済とした官署についても、再度検証すべき。  
なお、各官署において、削減可能としたテレビについては早急に見直し、予算に反映すべき。